

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 (252123)	
地域名 (地域内農業集落名)	マキノ町下開田地域 (下開田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、当集落では農用機械の共同化による集落営農を実施し、これまで順調な営農をしてきた。今後5年程度はこの形態を維持できるが高齢化等により10年後も続けるのは困難との意見が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域計画に係る会議を開催し、また不在地主等に照会したところ、集落営農の継続が最も好ましいが10年後それが困難になった場合、(株)アグリサポート高島に農地を任せたいという意向が農地所有者の90%以上であった。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	13.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作ができない圃場は担い手の(株)アグリサポート高島に集積し、10年後の集約を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
10年後、集落営農の維持が困難になった場合、(株)アグリサポート高島に貸し付けるため、農地中間管理機構を通じた農地貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(株)アグリサポート高島と緊密な関係を構築し、貸し付けできるよう取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①⑧現在取り組んでいる世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業を今後も継続的に取り組み、鳥獣被害防止や農業用施設の維持に努める。